令和８年 10 月 19 日

大阪広域水道企業団
　企業長　永藤　英機　様

大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会
委員長　向山　敦夫

大阪広域水道企業団千早赤阪水道事業における料金改定について（意見具申）

千早赤阪水道事業の水道料金については、本委員会に設置した千早赤阪水道事業料金検討部会（以下「部会」という。）において必要な料金水準や料金体系の検討を行い、その結果をとりまとめた報告書が提出されるとともに、企業団から同報告書の内容を踏まえた料金改定案が示された。

本委員会では、改定後の料金水準が適正であるか、料金体系が水道水の利用状況の変化に対応し得るものとなっているか、使用者の理解を得るための取組が行われているかなどの観点から審議を行った。

審議の結果、以下の事由により、今回示された千早赤阪水道事業の料金改定案は適切であると判断する。

・料金水準については、今後の物価動向や水道用水供給事業の料金の動向が不透明な中、令和 10 年 10 月に岩井谷浄水場を廃止し村内連絡管の供用を開始することなどの状況の変化を踏まえ、料金算定期間を３年間（令和９年度～令和 11 年度）として検討し、令和９年度以降 3,600 万円／年（令和９年度～令和 11 年度総額１億 800 万円）の村からの繰入金、施設整備計画に基づく事業費及び経営改善の取組による効果額等を見込んだ財政シミュレーションに基づき、料金算定期間において利益積立金の活用も含めた期間損益の黒字と事業運営に必要な資金の確保が可能な改定率（28%）を決定していること。

・施設整備計画については、震災等の災害時においても給水を継続できるよう、まずは「基幹管路」である村内連絡管の布設（村内連絡管整備事業）に優先的に取り組み、村内連絡管の布設後は、漏水が多い地域の管路や避難所となる公共施設などの「重要施設」への供給ルート上の管路（重要施設配水管路）の更新・耐震化に取り組むとするなど、限られた財源の中で安定給水の確保を図っていること。

・料金体系については、各世帯の使用水量の少量化など水の使用状況の変化に対応し、基本料金の割合を高めるとともに、水道メーター口径 13 ㎜又は 20 ㎜、使用水量 15 ㎥までの使用者層（全体の６割程度を占める）において大幅な負担増とならないように考慮して料金表を定めていること。

・使用者の意見反映と情報提供については、使用者代表として２名の住民を選任し、さらに千早赤阪村の広報誌やSNS、企業団のウェブページを活用して、部会での議論等について周知が行われるとともに、料金改定案について、意思形成過程の段階で住民説明会を開催し、分かりやすい説明にも留意するなど、できるだけ使用者の理解が得られるように努めていること。

上記のとおり、今回の料金改定案は適切と考えるが、料金改定後も給水人口、給水戸数が減少し、単身世帯や高齢者世帯の増加により各世帯の使用水量の少量化が進むことが推測される中で、令和 12 年度以降の村からの繰入金については未定であり、経営環境はさらに厳しくなると考えられる。

一方、渇水リスクを低減するために、村内連絡管整備事業を着実に完了されたい。完了後はその他の水道施設の更新・耐震化に向けて、限られた財源の中で優先順位を見定めながら計画的に更新・耐震化を行い、安全な水の安定供給を持続されたい。

また、業務の集約や共同発注、施設や設備、システムの共同化など、更なる企業団との統合のメリットを活かした業務の効率化による経営改善、経営基盤の強化の取組を引き続き推進されたい。

最後に、今回の料金改定後も毎年の決算により給水収益の状況や財政収支の推移を確認し、健全な経営の確保に向けて取り組まれたい。加えて、水道施設の更新・耐震化の進捗状況など料金改定の効果を示し、使用者から理解が得られるような事業運営に努められたい。あわせて、千早赤阪村とはライフラインである水道事業をどう考えていくか引き続き協議されたい。